

全教研インフルエンザ対策基本方針

当社は、インフルエンザの感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめることを目的として、生徒、保護者、社員、地域社会等の関係者の健康と安全を守り、当社の社会的責任を果たすために、インフルエンザの予防感染対策を講じてまいります。

対 策

緊急時へ向けて、以下の準備をしています。

- ・社内にインフルエンザ対策委員会を設置し、全社的に予防感染対応ができるように体制を整備しています。
- ・インフルエンザに関わる諸情報を恒常的に収集し、適宜の対応ができるように準備いたします。また、必要な情報は遅滞なく生徒保護者に開示し、互いに協力して対応に当れるようにいたします。
- ・個々人がそれぞれの立場において注意すべきことをマニュアル化し、配付いたします。
- ・インフルエンザ発生時には、以下の方針に従い、対応いたします。

症状	区分	対応
本人罹患	職員 講師	原則、発症後解熱から1週間出勤、または通塾禁止。 ただし、医師より伝染のおそれがないとの診断書が提出された場合は、この限りではない。
	生徒	
家族罹患	職員 講師	罹患症状が見られない場合であっても、罹患者の発症後解熱から1週間は、サージカルマスクの着用を義務付ける。
	生徒	
学級閉鎖 学校閉鎖	生徒	原則、所属する学級、学校が閉鎖されている期間は、通塾禁止。閉鎖解除から1週間は、サージカルマスクの着用を義務付ける。
クラス閉鎖	生徒	原則、クラスの人数に2割以上の罹患者がでた場合、その期間閉鎖。ただし、2割未満でも閉鎖する場合がある。閉鎖解除から1週間は、サージカルマスクを義務付ける。

以上